
富士・東部広域環境事務組合
（仮称）広域ごみ処理施設
整備・運営事業に係る調査
提案書提出要項

令和 7 年 3 月

富士・東部広域環境事務組合

富士・東部広域環境事務組合（仮称）広域ごみ処理施設整備・運営事業に係る調査
提案書提出要項
目 次

第1章	本調査の目的	1
第2章	対象事業の概要	2
1	事業名称	2
2	事業予定地	2
3	対象施設等	2
4	事業方式	2
5	事業期間等	2
6	事業範囲	2
7	事業者の収入	3
8	エネルギー回収型廃棄物処理施設の余熱利用について（全事業方式共通）	4
9	本施設から発生する副生成物等の取扱いについて（全事業方式共通）	4
10	官民のリスク分担（DBO方式、BT0方式の場合）	4
11	モニタリング（DBO方式、BT0方式の場合）	5
第3章	提案書提出等に関する事項	6
1	本調査実施スケジュール	6
2	本調査の参加資格要件	6
3	提案書の提出に関する手続	6
4	提案書提出に関する留意事項	9
5	PFI等導入可能性調査に係る留意事項	10
第4章	提出資料	11

- ・【別紙1】本事業における事業スキーム（案）
 - ・【別紙2】官民のリスク分担（案）
 - ・【別紙3】単価表
 - ・【別紙4】PFI等導入可能性調査に関する確認事項
-

第1章 本調査の目的

富士・東部広域環境事務組合（以下「組合」という。）は、広域ごみ処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設）（以下「本施設」という。）の整備を計画している。

また、本施設の整備・運営事業（以下「本事業」という。）の事業形態として、PPP手法（パブリック・プライベート・パートナーシップ（官民協働連携）：公共と民間の連携・協働によって公共性の高い事業をより効率的かつ効果的に進める手法）の導入可能性について検討しているところである。

「富士・東部広域環境事務組合（仮称）広域ごみ処理施設整備・運営事業に係る調査」（以下「本調査」という。）は、本事業の実施にあたり、施設基本設計のための情報収集、PPP手法の導入可能性を検討（PFI等導入可能性調査）するために必要となる事項（施設整備費、運営・維持管理費、希望条件等）を確認することを目的として実施するものである。

「富士・東部広域環境事務組合（仮称）広域ごみ処理施設整備・運営事業に係る調査 提案書提出要項」（以下「提出要項」という。）は、組合が本調査への参加を希望する民間事業者（以下「調査参加希望者」という。）に対し、本調査における提案書を作成する際の指針として配付するものである。本調査への参加を認められた調査参加希望者（以下「調査参加者」という。）は、提出要項の内容を踏まえ、本調査に必要な書類を提出するものとする。

また、参加資格を有する者に対して、「富士・東部広域環境事務組合（仮称）広域ごみ処理施設整備・運営事業に係る調査 見積仕様書」（以下「見積仕様書」という。）及び「富士・東部広域環境事務組合（仮称）広域ごみ処理施設整備・運営事業に係る調査 様式集」（以下「様式集」という。）を配付する。本調査に係る提案書は、見積仕様書に基づき作成するものとする。なお、見積仕様書は、本調査のためのものであり、今後の検討により、仕様内容等が変更される場合がある。

提案書については、組合から公にしないことを条件に、可能な範囲で記載すること。

第2章 対象事業の概要

1 事業名称

富士・東部広域環境事務組合（仮称）広域ごみ処理施設整備・運営事業

2 事業予定地

山梨県南都留郡西桂町小沼米倉及び富士吉田市上暮地地内

詳細は、見積仕様書「添付資料 現況平面図」に示すとおりである。

3 対象施設等

対象施設等は、以下のとおりとし、詳細は見積仕様書を参照とすること。

- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設（処理方式は、焼却方式ストーカ式、ガス化溶融方式シャフト式、ガス化溶融方式流動床式のいずれかとする。）
- ・マテリアルリサイクル推進施設

4 事業方式

本事業は、公設公営方式、DBO方式、BT0方式のいずれかの事業方式による実施を検討している。また、本施設の設計・建設業務は、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する。

なお、DBO方式及びBT0方式の場合は、落札者の構成員、協力企業及び特別目的会社（落札者の構成員の出資により、本事業を実施する目的で出資・設立される特別目的会社（SPC）（以下総称して「運営事業者」という。））を選定事業者（以下「事業者」という。）として、本施設の設計・建設及び運営を含む本事業を一括して行うものとする。

DBO方式、BT0方式の場合の事業スキームについては、「【別紙1】本事業における事業スキーム（例）」を参照すること。

5 事業期間等

事業期間等は、以下のとおりである。

事業期間	：約24年6か月間
設計・建設期間	：約4年6か月間
	※この間に試運転、性能試験まで完了するものとする。
運営期間	：20年間
	※本件施設は、30年以上稼働させることを意識しながら補修・維持管理を行うものとする。

6 事業範囲

事業者が行う本事業の業務範囲は以下のとおりとする。具体的な仕様条件や業務の範囲については、見積仕様書を参照すること。

(1) DBO方式、BT0方式の場合

ア 設計・建設業務

（ア）設計・建設業務

本施設建設工事の設計・建設業務

（イ）その他関連業務

循環型社会形成推進交付金申請を含む許認可申請に係る資料作成及び支援（関連機関との協議を含む。）ほか「ア 設計・建設業務」に関連して必要となる業務

イ 運営業務

(ア) 運営業務

本施設の運営業務

(イ) その他関連業務

本施設の運営業務に係る許認可申請に係る資料作成及び支援（関連機関との協議を含む。）ほか「イ 運営業務」に関連して必要となる業務

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における技術管理者は、事業者の所属とし、施設の維持管理を行うとともに、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者については設計・建設業務の段階から事業者が配置するものとする。

(2) 公設公営方式の場合

ア 設計・建設業務

(ア) 設計・建設業務

本施設建設工事の設計・建設業務

(イ) その他関連業務

循環型社会形成推進交付金申請を含む許認可申請に係る資料作成及び支援（関連機関との協議を含む。）ほか「ア 設計・建設業務」に関連して必要となる業務

イ 運営業務

(ア) 運営業務

本施設の運営業務については、単年度運転委託、単年度発注による点検・補修工事等により実施するものとする。

7 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、以下の対価から構成される。なお、本施設で受け入れる一般廃棄物に係る廃棄物処理手数料は、組合の収入とする。

(1) DBO 方式、BT0 方式の場合

ア 設計・建設業務に係る対価

組合は、設計・建設業務に係る対価を特定事業契約に基づいて事業者に支払う。

イ 運営業務に係る対価

(ア) エネルギー回収型廃棄物処理施設運営業務委託料

組合は、エネルギー回収型廃棄物処理施設運営業務委託料については、変動費用（廃棄物搬入量に応じて変動）、固定費用及び各年度の補修業務に要する費用の構成で特定事業契約に基づいて事業者に支払う。

(イ) マテリアルリサイクル推進施設運営業務委託料

組合は、マテリアルリサイクル推進施設運営業務委託料については、変動費用（廃棄物搬入量に応じて変動）、固定費用及び各年度の補修業務に要する費用の構成で特定事業契約に基づいて事業者に支払う。

ウ 物価変動等による対価の改定等

(ア) 物価変動等による対価の改定

運営業務に係る対価については、予め各費用に対応した物価変動等の指標を設定し、年1回、改定の有無の確認を行うものとし、改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、一定の割合（具体的には入札公告時に示す。）を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。

また、設計・建設業務に係る対価については、国等からスライド条項の活用に係る通達

等が出された場合で、事業者から申出等があった場合には、誠意をもって協議を行うものとする。

(イ) 消費税及び地方消費税の改正による改定

本事業期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、組合の事業者への支払にかかる消費税及び地方消費税については、組合が改定内容にあわせて負担する。

(ウ) その他例外的な見直しについて

固定費用、変動費用を構成する費目のうち、(ア)による見直し方法が適当でないと組合が認めた費目については、組合と事業者が協議の上で別途見直し方法を定めるものとする。

(2) 公設公営方式の場合

ア 設計・建設業務に係る対価

組合は、設計・建設業務に係る対価を建設工事請負契約に基づいて事業者を支払う。

イ 運營業務に係る対価

組合は、単年度運転委託、単年度発注による点検・補修工事等に係る対価を当該業務委託契約に基づいて事業者を支払う。

ウ 物価変動等による対価の改定等

(ア) 物価変動等による対価の改定

運營業務に係る対価については、単年度毎の発注となることから特に考慮しない。

また、設計・建設業務に係る対価については、国等からスライド条項の活用に係る通達等が出された場合で、事業者から申出等があった場合には、誠意をもって協議を行うものとする。

(イ) 消費税及び地方消費税の改正による改定

本事業期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、組合の事業者への支払にかかる消費税及び地方消費税については、組合が改定内容にあわせて負担する。

8 エネルギー回収型廃棄物処理施設の余熱利用について（全事業方式共通）

事業者は、エネルギー回収型廃棄物処理施設を運転することにより発生する余熱を利用して発電等を行い、本施設内で有効利用することとする。

なお、余剰電力は、電力会社等に売電を行うものとし、売電収入については、組合の収入とする。

9 本施設から発生する副生成物等の取扱いについて（全事業方式共通）

(1) 資源物等

エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進処理施設での処理に伴い発生する資源物や有害ごみ等については、本施設にて貯留し、組合の責任において資源化又は委託処分を行う。資源物売却収入については、組合の収入とする。

(2) 最終処分物

本施設から発生する焼却灰、飛灰、処理不適物等については、組合の責任において最終処分を行う。

10 官民のリスク分担（DB0方式、BT0方式の場合）

(1) 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、

より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計・建設及び運営対象施設の運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、組合が責任を負うものとする。

なお、公設公営方式の場合は、原則として組合がすべての責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担（DBO 方式、BT0 方式の場合）

予想されるリスク及び組合と事業者との責任分担は、原則として「【別紙 2】官民のリスク分担（案）」に定めるとおりとする。

1 1 モニタリング（DBO 方式、BT0 方式の場合）

組合は、契約に基づき提供される業務の実施状況を確認するため、以下のとおり監視を行う。

(1) 業務実施状況

組合は、事業者が提出する図面、報告書等により、事業者の業務実施状況を監視するとともに、随時、現地調査等による確認を行う。

(2) 業務の改善勧告

組合は、事業者が特定事業契約書及び要求水準書を充足していないことが判明した場合、事業者に対し改善勧告を行い、一定期間内に、改善策の提出、実施を求めることができる。

組合は、事業者に対して改善勧告を行った場合、事業者に支払う業務の対価を減額することができる。

また、組合の改善勧告にもかかわらず、事業者が改善策を提出せず又は改善策を実行しない場合、組合は自ら改善を行い、その費用を事業者に求償することができる。

(3) セルフモニタリング

事業者は、事業期間中、セルフモニタリングを行うものとする。詳細は特定事業契約締結後、セルフモニタリング実施計画書を作成した上、組合に提出し、協議を行い、承諾を得るものとする。

第3章 提案書提出等に関する事項

1 本調査実施スケジュール

本調査のスケジュールは以下のとおり予定している。

令和7年3月3日（月）	提出要項の公表・配付開始
令和7年3月3日（月） ～令和7年3月10日（月）	調査参加資格申請書に関する書類の提出
令和7年3月12日（水）	調査参加資格確認結果の通知
令和7年3月12日（水）	様式集及び見積仕様書等（見積仕様書、見積仕様書 添付資料をいう。以下同じ。）の配付
令和7年3月26日（水）	提出要項等の内容に関する質問の受付〆切
令和7年4月9日（水）	提出要項等の内容に関する質問に対する回答
令和7年5月30日（金）	提案書の提出〆切

2 本調査の参加資格要件

地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設（ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設）のうち、平成26年4月～令和8年9月に稼働を開始若しくは開始予定の一般廃棄物処理施設において、以下の3つの要件をすべて満たす設計・建設工事の実績を元請として有すること。

処理能力	：200t/日以上
事業方式	：DBO方式またはBT0方式
処理方式	：焼却方式ストーカ式、ガス化溶融方式シャフト式、ガス化溶融方式流動床式のうち、本事業で提案予定の処理方式

3 提案書の提出に関する手続

(1) 提出要項の公表・配付

提出要項を以下のとおり公表・配付する。

ア 配付資料

提出要項

イ 配付日

令和7年3月3日（月）

ウ 配付方法

組合ホームページよりダウンロード（「(8) 提出・問合せ先」参照）

(2) 調査参加資格申請書に関する書類の提出

調査参加希望者は、以下の要領で調査参加資格申請書に関する書類を提出すること。なお、調査参加資格確認基準日は、令和7年3月10日（月）とする。

ア 提出期間

令和7年3月3日（月）～令和7年3月10日（月）まで（9時から17時（12時から13時を除く）まで）

イ 提出方法

電子メールで提出した後、郵送（提出期限必着）又は持参により提出すること。なお、その他の方法は認めない。

ウ 提出場所

「(8) 提出・問合せ先」参照

エ 提出書類

「第4章 提出資料」Iの「様式第1-1号」「様式第1-2号」「様式第1-3号」を参照すること。用紙のサイズは特に指定がある場合を除き、日本産業規格「A4 版」縦置き横書き左綴じとし、提出資料一式をファイルに綴じて提出すること。

オ 提出部数

郵送（提出期限必着）又は持参で1部（正本1）を提出し、電子メールで提出書類の電子データを提出すること。

(3) 調査参加資格の確認

ア 調査参加資格確認結果の通知

組合は、調査参加希望者より提出された調査参加資格申請書に関する書類に基づき、本調査の参加資格要件を満たしているかどうかの確認を行う。

調査参加資格確認結果については、令和7年3月12日（水）に各調査参加希望者に調査参加資格確認結果通知書の電子データを電子メールにて通知するとともに、同日、調査参加資格確認結果通知書（書面）を郵送する。

イ 調査参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

調査参加資格がないと認められた者は、組合に対しその理由について、以下のとおり、書面（様式自由。）により説明を求めることができる。

組合は、説明を求められたときは、説明を求めた調査参加希望者に対して、令和7年3月26日（水）までに書面により回答する。

(ア) 提出期限

令和7年3月19日（水）17時まで

(イ) 提出方法

郵送又は持参によるものとし、ファックス、電子メール等によるものは受け付けない。

(ウ) 提出場所

「(8) 提出・問合せ先」参照

(4) 様式集及び見積仕様書等の配付

様式集及び見積仕様書等を以下のとおり配付する。

ア 配付資料

様式集、見積仕様書、見積仕様書添付資料

イ 配付日

調査参加資格が確認された調査参加者に対して配付するものとし、令和7年3月12日（水）に配付する。

ウ 配付方法

「富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備 PFI 等導入可能性調査及び基本設計策定等業務」を委託している株式会社エイト日本技術開発より電子メールにて配付する。

(5) 提出要項等の内容に関する質問の受付及び回答

ア 提出要項等に関する質問の受付

調査参加者より提出要項等の内容に関する質問を以下のとおり受け付ける。

(ア) 受付日

令和7年3月26日（水）17時まで

(イ) 質問の方法

「第4章 提出資料」Ⅱの「様式第2-1号」に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。電子メール以外（電話、ファックス、口頭等）による質問は受け付けない。なお、電子メールにより提出した際は、必ず着信を確認すること。提出にあたって使用するソフトは、「Microsoft Excel」（Windows版、xlsx形式）とする。

(ウ) 提出先

「(8) 提出・問合せ先」参照

(エ) その他

本質問回答以降に新たな疑義等が生じた場合においても、質問は随時受け付けるものとする。なお、当該質問に対する回答は、全ての調査参加者に対して電子メールにて通知する。

イ 提出要項等に関する質問に対する回答の通知

提出要項等に関する質問に対する回答書を各調査参加者に電子メールにて通知する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しない。

(ア) 通知日

令和7年4月9日（水）

(イ) 通知方法

全ての調査参加者からの質問に対する回答を、電子メールにて各調査参加者に通知する。

(6) 提案書の提出

調査参加者は、提出要項等の記載に従い、提案書を提出すること。

ア 提出方法及び提出期限

提出方法は、郵送又は持参によるものとし、提出期限は、令和7年5月30日（金）15時【必着】とする。

イ 提出先

「(8) 提出・問合せ先」参照

ウ 提出書類

提出書類は、「第4章 提出資料」のとおりとし、1部（正本1）を提出すること。また、「第4章 提出資料」Ⅲ及びⅣに示す書類のすべてを電子データとしてCD-R（書き込み不可）に納め、4枚提出すること。

提案書は、「様式集」等を使用し、用紙のサイズは、特に指定がある場合を除き、日本産業規格「A4版」縦置き横書き左綴じ（A3版となる場合は、折込とする。）とし、提出書類一式をファイルで綴じるものとする（見易さ等を考慮し、適宜分冊とすることは可とする）。また、提案書の本文の文字サイズは10.5ポイント以上を用いることとする。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。提出にあたって使用するソフトは、「Microsoft Word」（Windows版、docx形式）、「Microsoft Excel」（Windows版、xlsx形式）とする（図面及びフロー等は、PDFによる提出も可とする）。

(7) 提案書に係るヒアリングの実施（予定）

ア 書面形式によるヒアリング

組合は、提出を受けた提案書の内容について、電子メールにて、調査参加者に対して確認事項を送付する場合がある。調査参加者は、組合からの確認事項に対し、別途通知する日時

までに、電子メールにて「(8) 提出・問合せ先」へ回答を送付すること。なお、電子メールにより提出した際は、必ず着信を確認すること。

イ 対面又はオンライン形式によるヒアリング

調査参加者が提出した提案書について、対面又はオンライン形式のヒアリングを実施する場合があるため、実施の際は協力すること。

なお、ヒアリングを実施する場合、別途各調査参加者に詳細を通知する。現時点では下記の要領で実施することを想定している。

(ア) ヒアリングの概要（予定）

目的	：提案書の内容等について確認等
実施期間	：令和7年6月以降
実施時間	：1者90分（プレゼンテーション：20分、質疑応答：70分）
実施場所	：組合会議室等

(8) 提出・問合せ先

富士・東部広域環境事務組合
所在地　：〒403-0002 山梨県富士吉田市小明見3丁目11-32
TEL　　：0555-28-5145
電子メール　：fujitoubu@ftkkk.jp

4 提案書提出に関する留意事項

(1) 費用負担

提案書の作成に係る費用は、すべて調査参加者の負担とする。

(2) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

提案書に使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号。その後の改正を含む。）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(3) 著作権

調査参加者から提出要項等に基づき提出される書類の著作権は、調査参加者に帰属するが、法令等に基づき、調査参加者の許諾を得た上で公表する場合がある。この場合、提出要項等に基づき提出される書類の内容を無償で利用できる。

(4) 提案書の取扱い

提出された提案書については、組合の承諾無く、差し替え、書換え又は撤回をすることができない。また、理由の如何にかかわらず、返却しない。

(5) 組合が提示する資料の取扱い

組合が提示する資料は、本事業に係る検討以外の目的で使用並びに第三者に開示してはならない。

(6) 提出書類

調査参加者は、提案書の提出において、「第4章 提出資料」に示す資料を提出すること。「Ⅲ. 提案書に関する書類」及び「Ⅳ. 接続検討に関する書類」に示す書類の全てを提出することを原則とし、一部の書類のみの提出による本調査への参加は認めない。

(7) 本調査の途中辞退について

本調査は、公募により実施するものであるため、調査参加者による本調査の途中辞退は原則認めない。

5 PFI 等導入可能性調査に係る留意事項

(1) 単価設定

公設公営方式の見積に際しては、「【別紙 3】単価表」を参考にすることとし、DBO 方式及び BT0 方式の見積に際しては、独自の単価設定とする。

なお、電力費は、本調査では運営期間を通じて、買電、売電ともに東京電力エナジーパートナー株式会社と契約するものとする。電力費の算出においては、事業形態の違いに関わらず単価表を用いること。

(2) 事業方式毎の回答における留意点

見積仕様書は、DBO 方式を想定して作成している。各事業方式の回答を行う場合には、以下の事項を踏まえ、回答すること。

ア 公設公営方式

建設費については、見積仕様書の条件を遵守する条件で積算すること。

運営・維持管理費については、単年度運転委託、単年度毎の点検・補修工事となることを踏まえ、回答すること。

イ DBO 方式

建設費及び運営・維持管理費については、見積仕様書を原則として遵守する条件で積算すること。

ウ BT0 方式

建設費及び運営・維持管理費については、見積仕様書を基本的に遵守する条件で積算することとするが、以下の点については、見積仕様書の仕様条件等に対し、条件を緩和する（提案の自由度を増やす）ことを踏まえ、回答すること。

- ・事業者自らが使用する居室の仕様（面積、仕上、建築設備等）は提案を可とする。
- ・送風機等の専用室（通風設備室）への収納等の取り扱いについては、事業者の作業環境や公害防止基準の保全を条件に提案を可とする。
- ・共通系設備の系列数（炉数を除く）や仕様においては、施設の安全操業及び全炉停止期間の短縮に努めることを条件に提案を可とする。
- ・廃熱ボイラの蒸気条件は、エネルギー回収率 20.5%以上を満足することを条件に提案を可とする。
- ・その他、他事例において、BT0 事業で一般的に事業者の裁量にて提案を認められている事項は提案を可とする。

第4章 提出資料

調査参加者は、次の図書等を提出すること。なお、様式が指定されている場合は、これに従うものとし、特に規定がない場合は、任意様式とする。

I. 調査参加資格申請書に関する書類

- (1) 参加表明書 (様式第 1-1 号)
- (2) 調査参加資格確認申請書 (様式第 1-2 号)
- (3) 建設実績 (様式第 1-3 号)

II. 提出要項等に関する質問に関する書類

- (1) 提出要項等に関する質問書 (様式第 2-1 号)

III. 提案書に関する書類

- (1) 提案書提出書 (様式第 3-1 号)
- (2) 設計・建設業務関連

① エネルギー回収型廃棄物処理施設

ア) 設計基本数値 (計算書及び図面)

下記 a)～c)の項目に関しては、低質ごみ、基準ごみ及び高質ごみに対してそれぞれ明記すること。

a) 物質収支

b) 熱収支 (蒸気系統収支、エネルギー収支：熱精算図)

c) 用役収支

- ・電 力：設備動力 (プラント、建築設備、照明設備等)、使用電力、契約電力、発電電力等の各項目を明らかにすること。

- ・給排水：プラント用、生活用について日使用量・日排水量を明らかにすること。

- ・燃 料：プラント用、生活用について日使用量を明らかにすること。

- ・薬 品：プラントで使用する薬品の日使用量を明らかにすること。

- ・油脂類：プラントで使用する油脂類の年間使用量を明らかにすること。

イ) 設計数値表 (様式第 3-2 号)

② マテリアルリサイクル推進施設

ア) 設計基本数値 (計算書及び図面)

a) 物質収支

b) 用役収支

- ・電 力：設備動力 (プラント、建築設備、照明設備等)、使用電力、契約電力等の各項目を明らかにすること。

- ・給排水：プラント用、生活用について日使用量を明らかにすること。

- ・油脂類：プラントで使用する油脂類の日使用量を明らかにすること。

イ) 設計数値表 (様式第 3-2 号)

③ 図面 (エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設、管理棟)【A3 版】

ア) 全体配置図及び動線計画図

イ) 各階機器配置図

ウ) 機器配置断面図 (縦断、横断図)

エ) フローシート

a) エネルギー回収型廃棄物処理施設

- ・対象廃棄物及びその生成物、副産物
 - ・上水、雨水、再利用水、冷却水
 - ・排水（ごみピット排水、プラント排水、生活排水等）
 - ・ボイラ給水、蒸気、復水、純水
 - ・余熱利用
 - ・燃料
 - ・油圧及び圧縮空気
 - ・脱臭、消臭
 - b) マテリアルリサイクル推進施設
 - ・対象廃棄物
 - ・集じん
 - ・給排水
 - o) 電気設備主回路単線系統図
 - か) 建築図（各階平面図【各階機器配置図と兼ねることを可とする】、立面図）
 - キ) 建築面積表（各階床面積、各室床面積を明記すること。）
- ④ 工事工程表【A3 版】

(3) PFI 等導入可能性調査に係る提出資料

質問の内容は「【別紙 4】PFI 等導入可能性調査に関する確認事項」を参照すること。

本事業への参入意思について			
No.	提出資料	提出様式	該当質問
1	様式第 4-1 号	指定様式、A4 版、Excel	質問 1-1～1-3
施設整備費、運営・維持管理費について			
No.	提出資料	提出様式	該当質問
2	様式第 4-2 号 (A-1)	指定様式、A3 版、Excel	質問 2-1
3	様式第 4-2 号 (A-2)	指定様式、A3 版、Excel	質問 2-1
4	様式第 4-2 号 (B-1)	指定様式、A3 版、Excel	質問 2-2
5	様式第 4-2 号 (B-2)	指定様式、A4 版、Excel	質問 2-2
6	様式第 4-2 号 (B-3)	指定様式、A4 版、Excel	質問 2-2
7	様式第 4-2 号 (B-4)	指定様式、A3 版、Excel	質問 2-2
8	様式第 4-2 号 (C)	指定様式、A4 版、Excel	質問 2-3
9	様式第 4-2 号 (D-1)	指定様式、A4 版、Excel	質問 2-4
10	様式第 4-2 号 (D-2)	指定様式、A4 版、Excel	質問 2-4
11	様式第 4-2 号 (E)	指定様式、A4 版、Excel	質問 2-5
各事業形態について			
No.	提出資料	提出様式	該当質問
12	様式第 4-3 号 (A)	指定様式、A4 版、Excel	質問 3-1～3-3
13	様式第 4-3 号 (B)	指定様式、A3 版、Excel	質問 3-4
14	様式第 4-3 号 (C)	指定様式、A4 版、Excel	質問 3-5
その他について			
No.	提出資料	提出様式	該当質問
15	様式第 4-4 号	指定様式、A4 版、Excel	質問 4

(4) その他調査

本事業への意見・要望・事項

(様式第 5 号)

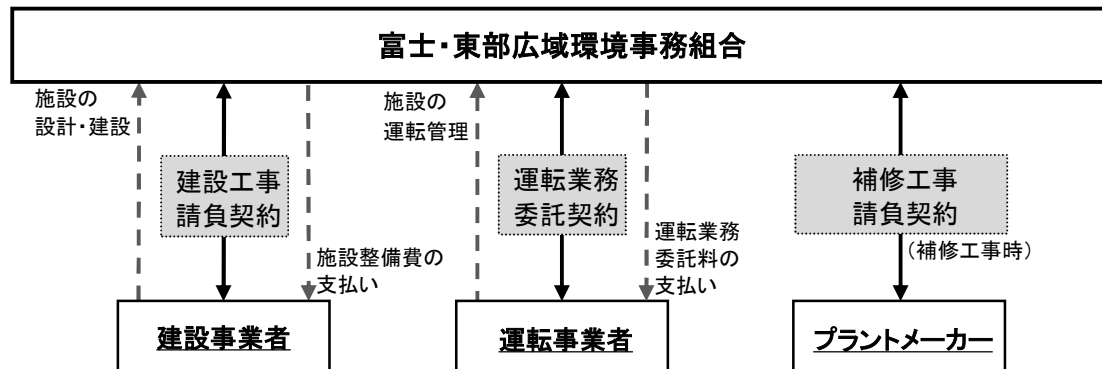
IV. 接続検討に関する書類

(1) 接続検討申込書（特別高圧）

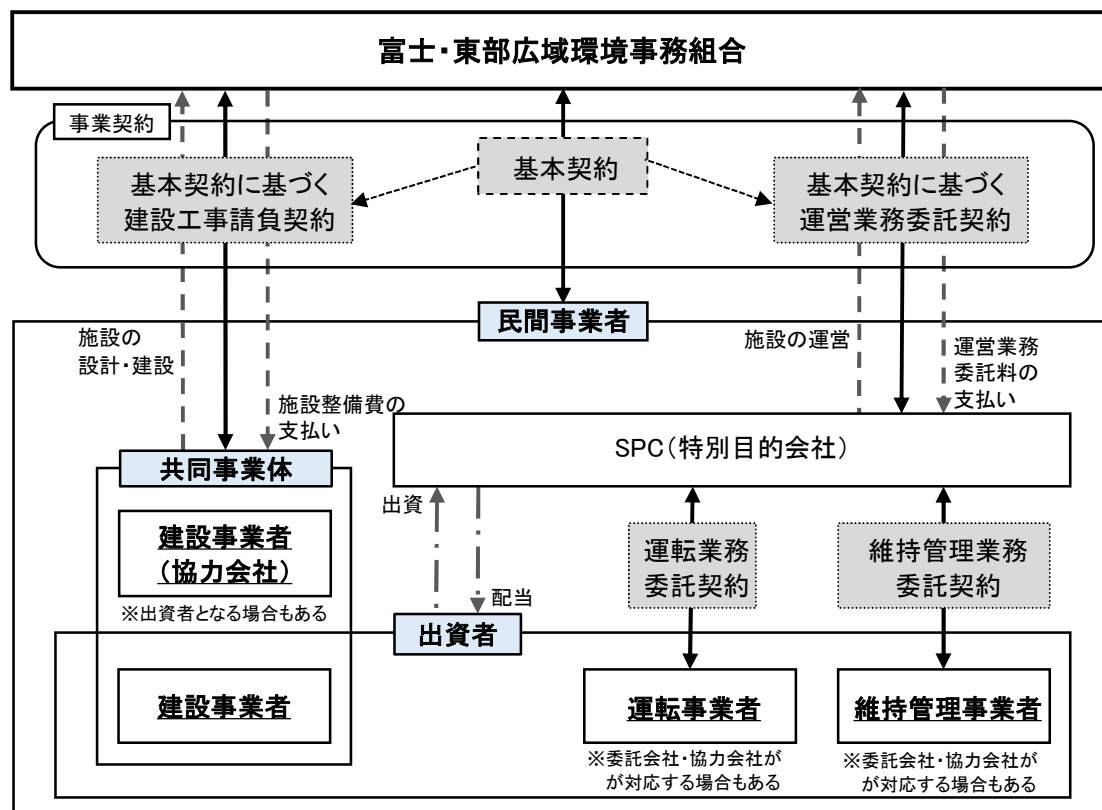
【別紙 1】 本事業における事業スキーム（例）

本事業の事業方式ごとの事業スキーム例は、以下のとおりである。なお、以下に示す事業スキームは組合の想定する一例を示すものであり、図に示す内容（例えば、特別目的会社への出資等）を本事業において義務付けるものではない。

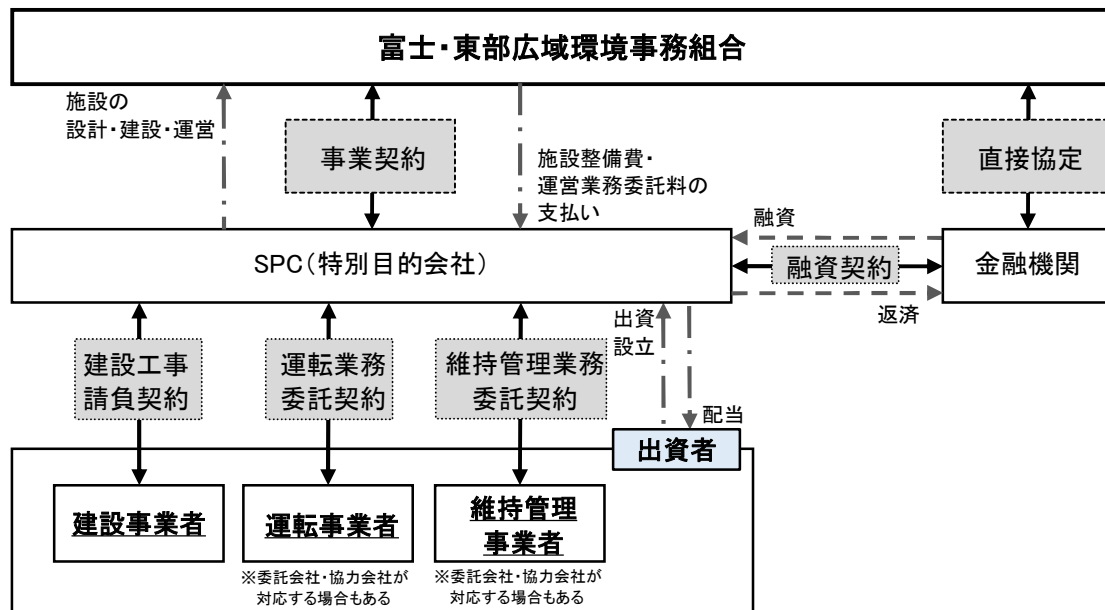
・ 公設公営方式の事業スキーム例



・ DBO 方式の事業スキーム例



・BTO 方式の事業スキーム例



【別紙 2】官民のリスク分担（案）

本事業のDBO方式及びBTO方式における官民のリスク分担（案）は以下のとおりである。

官民のリスク分担（案）（1）

段階	リスクの種類	リスクの内容	DBO方式		PFI方式 (BTO方式)	
			組合	民間 事業者	組合	民間 事業者
共通	計画変更	事業計画の変更及び入札説明書等の誤りに関するもの	○		○	
	資金調達	事業の実施に必要な資金調達に関するもの	○			○
		交付金の見込み違いによるもの	○		○	
		民間事業者の事由により予定していた交付金額が交付されないもの、又は交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生するもの		○		○
		その他の事由により予定していた交付金額が交付されないもの、又は交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生するリスク	○		○	
	契約締結	組合の事由により、民間事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	○		○	
		民間事業者の事由により、組合と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合		○		○
	政策変更	組合に関わる政策の変更（事業に直接的影響を及ぼすもの）	○		○	
	法令等変更 （税制変更を含む）	事業に直接影響を及ぼす法令等の新設・変更	○		○	
		上記以外の法令等の新設・変更		○		○
	許認可取得	組合が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○		○	
		民間事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○		○
	第三者賠償	施設の調査・工事・運営による騒音・振動・地盤沈下等による場合		○		○
		民間事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○		○
	住民対応	事業内容等、事業そのものに関する住民反対運動、訴訟	○		○	
		民間事業者が行う調査・設計・工事・維持管理・運営に関わる住民反対運動、訴訟		○		○
	周辺環境の 保全	民間事業者の業務に起因する環境の破壊		○		○
	債務不履行	組合による債務不履行	○		○	
		民間事業者による債務不履行		○		○
	事業破綻	民間事業者の財務に関するもの		○		○
	土地の瑕疵	土壌・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの	○		○	
	物価変動	開業前の物価変動		○		○
		開業後の物価変動	○	△	○	△
	金利変動	金利変動		○		○
	技術革新による陳腐化	提案システムが供用開始までに技術的に陳腐化した場合		○		○
		提案システムが供用中に技術的に陳腐化した場合	○	△	○	△
	不可抗力	天災・暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の予見可能な範囲を超えるもの	○	△	○	△

【凡例】主分担(○)、副分担(一定程度までは分担する)(△)

官民のリスク分担（案）（２）

段階	リスクの種類	リスクの内容	DBO方式		PFI方式 (BTO方式)	
			組合	民間 事業者	組合	民間 事業者
計画設計	測量・調査	組合が実施した測量・調査に関するもの	○		○	
		民間事業者が実施した測量・調査に関するもの		○		○
	設計変更	組合の指示の不備、変更によるもの	○		○	
		民間事業者の判断の不備によるもの		○		○
	応募	提案書作成の費用負担		○		○
	用地確保	当該事業用地の確保に関するもの	○		○	
建設	土壌汚染	組合があらかじめ提示した事業用地の情報・資料等から合理的に想定できない土壌および地中埋設物に関するもの	○		○	
		上記以外のもの		○		○
	完工	組合に起因する工事遅延によるもの	○		○	
		民間事業者に起因する工事遅延によるもの		○		○
	建設費超過	組合の指示による工事費の増大	○		○	
		上記以外（ただし、不可抗力による場合は除く。）の工事費の増大		○		○
	施工監理 （工事による 一般的損害）	施工監理に関するもの、工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害		○		○
	要求水準の 未達	要求水準の未達（施工不良を含む。）		○		○
	施設損傷	工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害		○		○
所有権	所有権移転	所有権移転に関するもの	—	—		○
運営	支払い遅延・ 不能	組合の支払い遅延・不能に関するもの	○		○	
	ごみ量変動	計画した廃棄物量が確保できない	○	△	○	△
	ごみ質変動	計画した廃棄物質が確保できない	○	△	○	△
	搬入管理	ごみの搬入管理において、民間事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○		○
		上記以外	○		○	
	運営費上昇	組合の指示等による運営・維持管理費の増大	○		○	
		上記以外（ただし、不可抗力による場合は除く。）の要因による運営・維持管理費の増大（物価変動によるものは除く。）		○		○
	施設損傷	組合及び第三者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷（民間事業者の管理不備の場合を除く。）	○		○	
		民間事業者に起因する事故及び火災等災害等による施設の損傷		○		○
	要求水準の 未達	要求水準の未達（施工不良を含む。）		○		○
終了時	発電収入の 変動	電力会社の売電単価変更による発電収入の変動	○		○	
		事業者の事由による売電収入の変動		○		○
	金属類等 売却益の変動	金属類等の資源化にかかる費用の変動	○		○	
	施設の健全性	事業期間満了時における要求水準の保持		○		○
	終了手続き	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続きに伴う評価損益等		○		○

【凡例】主分担（○）、副分担（一定程度までは分担する）（△）

【別紙 3】 単価表

独自の購入ルートの有無に関わらず、公設公営方式の場合は下記の単価を用いること。

下記の項目以外の薬品・資材等を用いる場合は、その項目と単価を追記した単価表を任意様式で提出すること。ただし、薬品の濃度が異なる場合は、下記の濃度に換算して下記の単価を用いること。

単価表

項 目		単 価	項 目		単 価
一 般	年間物価上昇率	0 %	純水設備用薬品	塩酸(35%)	27.0 円/kg
	年間人件費上昇率	0 %		苛性ソーダ(固形97%換算)	95.0 円/kg
	人件費 (社会保険料等事業者負担分を含む)	660万円/年/人		陽イオン交換樹脂	1,148.0 円/L
電 気	電気料金	東京電力		陰イオン交換樹脂	2,303.0 円/L
				亜硫酸ソーダ	434.0 円/kg
上 水	上水	井水	給排水処理用薬品	機器冷却用薬剤	1,800.0 円/kg
				塩酸(35%)	27.0 円/kg
				キレート剤	2,055.0 円/kg
補助燃料等	灯油(ローリー)	90.5 円/L		硫酸バンド(8%)	35.0 円/kg
	A重油(ローリー)	89.0 円/L		苛性ソーダ(固形97%換算)	95.0 円/kg
	酸素(ボンベ)	545.0 円/m ³		固形塩素(70%)	650.0 円/kg
	軽油	121.5 円/L		亜硫酸ソーダ	280.0 円/kg
	LPG	210.0 円/kg		塩化第二鉄(38%)	46.0 円/kg
排ガス処理装置用薬品	消石灰(粉末)	35.0 円/kg		PAC(無機系凝集剤)	52.0 円/kg
	活性炭(粉末)	458.0 円/kg		高分子凝集剤	1,150.0 円/kg
	尿素水(40%)	45.0 円/kg		次亜塩素酸ソーダ	39.0 円/kg
	アンモニアガス	360.0 円/kg	処 飛 理 灰	重金属安定化剤	471.0 円/kg
	アンモニア水	70.0 円/kg			
	特殊反応助剤	110.0 円/kg	油 脂 類	油圧作動油	380.0 円/L
	脱塩剤	127.0 円/kg		潤滑油	310.0 円/L
	Na系反応剤	75.0 円/kg		グリース	670.0 円/kg
	高反応消石灰	72.0 円/kg	そ の 他		
	苛性ソーダ(固形97%換算)	95.0 円/kg		窒素ガス	560.0 円/kg
ボイラ設備	清缶剤	920.0 円/kg		防臭剤	618.0 円/L
	脱酸剤	1,162.0 円/kg		防虫剤	1,300.0 円/L
	保缶剤	1,716.0 円/kg			
	復水処理剤	1,650.0 円/kg			

【別紙 4】PFI 等導入可能性調査に関する確認事項

1 本事業への参入意思について

以下の質問については、「様式第4-1号」にご回答ください。

質問1-1：【参入意思 1】（様式第4-1号）

本事業を仮に PPP 手法で実施した場合の、本事業への参入の意思の有無と、その理由をご回答ください。ただし、コンソーシアムの構成企業としての参加も含みます。

質問1-2：【参入意思 2】（様式第4-1号）

質問 1-1 で「参入意思なし」と回答した事業者にお伺いします。

本事業において、仮にある条件が満足されれば参入可能となる場合は、その条件をご記入ください。

質問1-3：【希望する事業形態】（様式第4-1号）

質問 1-1 で「参入意思あり」と回答した事業者にお伺いします。

本事業に参入する場合の、希望する事業形態（DBO 方式、BT0 方式）と、その理由を事業リスクの観点等からご回答ください。

2 施設整備費、運営・維持管理費について

以下の質問については、「様式第4-2号（A-1）～様式第4-2号（E）」にご回答ください。

質問2-1：【施設整備費】（様式第4-2号（A-1），様式第4-2号（A-2））

本事業を見積仕様書の内容で実施した場合の施設整備費をご回答ください。

なお、3 つの事業形態（公設公営方式、DBO 方式、BT0 方式）それぞれについてご回答ください。

質問2-2：【運営・維持管理費】（様式第4-2号（B-1），様式第4-2号（B-2））

本事業を見積仕様書の内容で実施した場合の運営・維持管理費を、運営期間は 20 年としてご回答ください。

なお、3 つの事業形態（公設公営方式、DBO 方式、BT0 方式）それぞれについてご回答ください。

質問2-3：【事業費削減項目】（様式第4-2号（C））

DBO 方式、BT0 方式で実施した場合に、公設公営と比較して経費削減が見込める項目と、その理由をご回答ください。

質問2-4：【運営人員体制】（様式第4-2号（D-1），様式第4-2号（D-2））

本事業を実施する場合の運転人員及び人員配置計画をご回答ください。

なお、3 つの事業形態（公設公営方式、DBO 方式、BT0 方式）それぞれについてご回答ください。

質問2-5：【資本金及び収益率等】（様式第4-2号（E））

SPC を設立して本事業へ参画・出資する際の、出資金や最低限保証すべきと考える収益率（E-IRR）についてご回答ください。

3 各事業形態について

以下の質問については、「様式第4-3号（A）～様式第4-3号（C）」にご回答ください。

質問3-1：【希望する運営期間】（様式第4-3号（A））

施設の運営・維持管理業務に関して、希望する運営期間と、その理由をご回答ください。

なお、2つの事業形態（DBO方式、BOT方式）それぞれについてご回答ください。

質問3-2：【希望する事業範囲】（様式第4-3号（A））

見積仕様書に示した事業範囲に関して、本事業から除外することを希望する業務、また、事業範囲に含めたい業務をご回答ください。

なお、2つの事業形態（DBO方式、BOT方式）それぞれについてご回答ください。

質問3-3：【その他希望条件】（様式第4-3号（A））

本事業を実施する場合の、貴社の希望条件をご回答ください（リスク分担に関する項目を除く）。

(1) 組合に希望する条件

本事業の実施に際し、組合へ希望する条件をご記入ください。

(2) 障害となる項目

本事業の実施に際し、障害となる可能性のある要因が存在すると思われる場合、その要因についてご回答ください。

質問3-4：【リスク分担】（様式第4-3号（B））

「【別紙2】官民のリスク分担（案）」に組合の考えるリスク分担の案を提示しています。このリスク分担案に対して、希望する負担者等、ご意見等がございましたらご回答ください。なお、変更を希望するリスクについてのみご回答いただくことで結構です。

質問3-5：【更なる効率化】（様式第4-3号（C））

本事業をより効率的に実施するという観点から、今回提示している事業範囲、処理システム等に対して、ご意見等がございましたらご回答ください。また、その場合の留意点等があれば、留意点についても併せてご回答ください。

4 その他について

以下の質問については、「様式第4-4号」にご回答ください。

質問4：【その他】（様式第4-4号）

様式第4-4号に示している本事業に係る質問事項等について、ご回答ください。